

平成28年第1回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 会 平成28年3月3日 午前10:00

○散 会 午後 0:01

○出席議員（19名）

1 番 鑑 仁 志	2 番 堀 井 克 見	3 番 佐々木 嘉 一
4 番 小 林 悟	5 番 澤 井 昭二郎	6 番 藤 原 幸 雄
8 番 藤 原 典 男	9 番 西 村 武	10 番 千 田 正 英
11 番 戸 田 俊 樹	12 番 菅 原 理恵子	13 番 中 川 光 博
14 番 佐 藤 義 久	15 番 児 玉 春 雄	16 番 大 谷 貞 廣
17 番 伊 藤 正 吉	18 番 菅 原 久 和	19 番 鈴 木 斌次郎
20 番 伊 藤 榮 悦		

○欠席議員（なし）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 藤 原 貞 雄
市民福祉部長 畠 山 靖 男	福祉事務所長 兼社会福祉課長 川 上 裕 隆
産業建設部長 渡 部 智	水 道 局 長 鈴 木 利 美
教 育 部 長 小 玉 隆	財 政 課 長 (部長待遇) 塚 本 光
総 務 課 長 栗 山 隆 昌	企 画 政 策 課 長 菅 原 剛
健康推進課長 嗟 峨 司 子	産 業 課 長 櫻 庭 春 樹
教育総務課長 工 藤 素 子	幼 児 教 育 課 長 佐 々 木 雅 輝
選挙管理委員会・ 監査委員事務局長 児 玉 正 生	

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 清 孝	議会事務局次長 鈴 木 整
----------------	---------------

平成28年第1回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成28年3月3日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（伊藤榮悦） 皆さん、おはようございます。傍聴者の皆さん、朝早くからご苦労様です。

ただいまの出席議員は19名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（伊藤榮悦） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、1回目の質問は一括質問、一括答弁方式で行いますが、再質問からは項目ごとに一問一答方式により行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問の最初は質問席において、再質問からは自席において行います。

本日の発言の順序は、12番菅原理恵子議員、17番伊藤正吉議員、6番藤原幸雄議員の順に行います。

12番菅原理恵子議員の発言を許します。12番。

○12番（菅原理恵子） おはようございます。傍聴席の皆様、足元の悪い中、早朝よりお疲れ様でございます。

間もなく、東日本大震災より5年を迎えようとしております。一日も早い東北復興を願いやみません。また、私事で大変恐縮ではございますが、2期目折り返しになりました。今後もしっかりした政治姿勢を保ち、市民の皆様へ寄り添う政治を心がけて頑張っている所存でございますので、何とぞ宜しくお願い致します。

今回の一般質問は、市民相談を受けて、また、人口減少対策と致しまして政府が進めております施策について、質問させていただきます。

質問に入ります前に、10分の10ページの下から8行目の、病児保護施設の後ろなんです、が、「まだ」という文言を「などに」に訂正をお願い致します。

それでは、大きな1番目、聴覚障がい者支援について。

本市では、これまでも障がい者にやさしい支援を施してまいったと存じます。従来、聴覚障がい者で、補聴器をつけても言葉が聞き取れない高度難聴の場合、有効な手段がなかったのですが、現在では、側頭部に聴覚補助器具を埋め込むことで「聞こえ」を取り戻し、機器を通じて会話ができ、コミュニケーションが行えるようになる、人工内耳

という治療法があります。人工内耳とは、体外のマイクロホーンが外の音声を捉え、音声信号処理装置のスピーチプロセッサがその音を電気信号に変換し、体内の内耳に埋め込まれた電極に送り、その電極が聴覚神経を刺激することにより言葉が聞き取れるという装置です。既に全国では、6,000人を超える方が人工内耳を装着しております。人工内耳を埋め込む手術費用は総額400万円かかりますが、1994年4月より保険が適用になりましたので、1台約120万円。そのスピーチプロセッサは、数年から十数年で交換しなければならないほか、ボタン電池を一度に3個使用し、2、3日で交換が必要だと言われております。こうした状況から、高額なスピーチプロセッサの買い替え費用やボタン電池に対して助成する自治体が多くなってきております。また、手術後は、聴覚・言語の訓練であるリハビリテーションを十分に行い、マッピングと言われる人工内耳の調整のため、手術した病院に定期的に通い続けなければならない、利用者の経済的負担は大きい状態にあります。

平成28年4月施行になります「障害者差別解消法」には、障がい者が壁を感じずに生活ができるように合理的な配慮をすることが、自治体にも義務づけられました。合理的配慮の基本的な考え方の例と致しまして、ホールでの講演において、聴衆に対するサービスとしてマイクが使用される。聴衆は、このサービスがないと講演内容を聞くことができない。障がいがない人々に対しても、人的サービス、社会的インフラの付与などの支援、配慮などがあります。障がいのない人々は、これらの支援、配慮を受けて、日常生活・社会生活を送ることができる。しかし耳の聞こえない人々は、この支援を利用できない状況が発生し、これが社会的障壁になる。FM聴衆システム、磁気ループ、赤外線補聴器システムなどを利用し、話し相手にマイクを持っていけば、会話環境の影響は余り感じなくなり、話者との距離がある会議や講演会・講習会などでも聞き取ることができます。こういった環境整備をすることで、差別のない、暮らしやすい環境になるのではないのでしょうか。

以上の観点から、市長のご所見をお伺い致します。

- 1、充電器、充電電池の助成について。
 - 2、体外機器の買い替え時、故障時の助成について。
 - 3、FM補聴システム、磁気ループ等々の設置について。これはあくまでも例えばでございますが、庁舎窓口等に設置できないか検討してみたいかがでしょうか。
- 2、鴻上版ネウボラについて。

安心して子どもを産み育てられる社会へ、子育てに優しい環境の整備が最重要課題になっております。こうした中、注目されているのが、妊娠から出産、育児までを切れ目のない支援の取り組みが必要となっております。ネウボラとは、フィンランド語で「助言の場」という意味で、地域の拠点で妊娠期から就学前までの健康診断、保健指導、予防接種を行う。子育てに関する相談以外にも、他の機関と連携しながら看護師などの専門職が母子をサポート。その上で、各家庭に専属の保健師がつき、妊娠から就学前まで同じ担当者が継続して成長を見守る制度のことを言います。

地域における切れ目のない子育て支援の構築に向けて、14年度より「妊娠・出産包括支援モデル事業」を行っている名張市は、人口減少と高齢化に加え、保育所の待機児童数の増加という課題を抱え注目したのが、フィンランドの母子支援制度「ネウボラ」でした。ネウボラの核になっているのが、「チャイルドパートナー」。チャイルドパートナーからの情報をもとに、妊産婦及び乳幼児の保護者を必要な母子保健・子育て支援につなげるのが、保健師の資格を持ち、関係機関との調整役を担う「母子保健コーディネーター」で、健康教育や産前・産後のサポートの推進、さらには児童虐待の可能性が高い家庭の支援も行っている。妊娠中は医療機関で、産後は保健所が対応するといった行政サービスの壁を越え、一体的な取り組みを進める上で母子保健コーディネーターの役割は非常に大きい。「名張版ネウボラ」は、単なる制度ではない。各種の子育て支援を通じて、人と人、人と地域のつながりを強く太くすることが狙いだそうです。

「子育て世代包括支援センター」について、佐竹知事は昨年2月県議会定例会で、「子育ての不安や負担感の解消に向け重要な役割を果たすものであり、市町村に対し積極的に設置を働きかけていきたい」と述べております。男鹿市では昨年4月から導入。秋田市は16年度中に設置する方針です。本市も秋田市のベッドタウンとして、若者が移住してきております。出産に伴い、心身が不安定になったり、子育て中に周囲からの協力が得られないまま孤立したりする母親は全国的に増えている昨今、1人目の子どもの出産・育児体験は、2人目、3人目の出産意欲にかかわってきます。少子化に歯止めをかけるには、子どもを産んでよかったと思えるように環境を整えることが大切だと思います。

そこで、市長のご所見をお伺い致します。

大きな3番目、病児保育について。

風邪やインフルエンザで発熱した子どもは、感染の拡大や容態悪化の恐れがあること

から、一般の保育所では預かってもらえない。働く親にとって悩ましい問題であります。こうした病気の子どもたちの預け先となる病児保育は、医療機関や保育所に併設されていることが多く、保健師や保育士が子どもの世話をするという一定の条件を満たせば、国や自治体から運営費が補助される。厚生労働省によれば、急性期の子どもを預かる「病児対応型」や回復期の「病後児対応型」の施設は、2014年度で全国に1,271カ所あり、年間で延べ57万人が利用している。このほか、保育所などで具合が悪くなった子どもを預かる「体調不良児対応型」が563カ所。保育スタッフが児童宅を訪ねる「訪問型」の病児保育も5カ所あり、徐々にその数は増えております。近年、働く母親の増加に伴い、病児保育の需要は高まる一方であり、受け皿の一層の拡大が求められております。

普及への課題として、病児保育の施設運営の難しさが指摘されております。病児保育は、感染症の流行期には利用者が急増して受け入れを断らなければならないケースがある一方、ほとんど利用者がいない時期もあり、変動の厳しさ。施設のハード面の整備に加え、看護師や保育士の人件費の負担も重く、多くの施設が赤字経営と言われております。そこで、政府は、2019年度までに年間利用人数を現在の約3倍、延べ150万人を受け入れられるという拡大目標を掲げ、普及に力を入れ、支援策を本格化させています。例えば、経営を安定化させるために、病児保育を利用した子どもの数にかかわらず、施設に助成される「基本分補助単価」を今年度から倍増。16年度予算案では、必要な施設の整備費を補助する制度も新設。さらに、仕事で手が離せない親に代わり、保育所で体調が悪くなった子どもを拠点となる病児保育施設などに看護師が送迎する費用も助成することとされています。

子どもの急病のために看護休暇や有給休暇を使い果たし、職場を去ったり、変えなければならないことは、珍しくありません。ワーク・ライフ・バランスの実現には、子どもを安心して預けられる受け皿が不可欠です。今後、若者の移住・定住につながる重要策として、ぜひとも設置に向けていただきたいと思います。いかがでしょうか。教育長のご所見をお伺い致します。

以上、壇上から大きな3点質問させていただきました。ご答弁のほど宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。川上福祉事務所長。

○福祉事務所長兼社会福祉課長（川上裕隆） 12番菅原理恵子議員の一般質問の1つ目

「聴覚障がい者支援について」お答え致します。

ご質問の1点目「充電器、充電電池の助成について」と、ご質問の2点目「体外機器の買い替え時、故障時の助成について」については、関連がございますので一括してお答え致します。

本市においては、これまで、障害者総合支援法をはじめとする関連法律で定められた制度により、障がいを有する方々を支援してまいりました。特に、身体の機能を補完する補装具や日常生活の便宜を図るための用具を給付する制度については、申請者も多く、年々増加傾向にあります。また、装具等は、個々の障がいの特性や必要性などにより例年見直され、対象拡大や品目の追加など対策が講じられてきてございます。しかし、障がいの特性に合った装具等は多種多様で、それに類似する装具も市販されていることから、本市においては制度の遵守に努めてまいりました。

ご質問にあります人工内耳に係る体外機器の買い替え等の助成につきましては、医療機器として施術されているものであるため、障害福祉施策においては補装具や日常生活用具として認められておりません。また、医師の診断によっては医療保険が適用となることや、損害保険により修理等補填される場合があることなど、多くの問題点がございます。充電器や充電電池の購入助成については、一部、補装具として認められた特殊な補聴器について認められるものがありますが、補装具及び日常生活用具の電池等を交換するものについては、自己負担とされてございます。助成制度の拡大については、国・県の動向を注視し、対応してまいりたいと考えてございます。

ご質問の3点目「FM補聴システム、磁気ループ等の設置について」は、FM補聴システムが市に1台ございます。聴覚障がい者の皆様をはじめ、市民に広く周知に努めるとともに、利用しやすい環境の整備を図ってまいります。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 一般質問の2つ目「潟上版ネウボラについて」お答え致します。

本市では、妊娠前から一般・特定不妊治療費助成事業をはじめ、妊婦及び乳幼児期に健診、相談、訪問、教室等のさまざまな支援事業を行っております。また、赤ちゃん全戸訪問や子育て支援センター、一時預かり事業、延長保育事業、放課後児童クラブ、ファミリー・サポートセンター事業等を実施し、地域において、妊娠期から子育て期にわ

たるまで切れ目のない子育て支援を展開しております。

28年度からは、新規に、出産祝い金、一般不妊治療費の拡大、幼児期のフッ化物塗布、おたふくかぜとロタウイルス予防接種への補助など、他市町村に先駆け、さらなる子育て支援の充実に努めてまいります。

児童虐待については、福祉事務所、教育委員会、児童相談所などの専門職等で構成する会議を行い、児童及び保護者を支援する体制を構築するとともに、関係する各課の職員が相談者のニーズに合わせたコーディネーターとなり、速やかに対応しております。

今後は、国・県の子育て支援の動向を参考にしながら、「子育て世代包括支援センター」の設置について検討し、本市に住んで良かった、子どもを産んで良かったと思える、子育てしやすい環境づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 小玉教育部長。

○教育部長（小玉 隆） 一般質問の3つ目「病児保育について」お答え致します。

病児保育については、菅原議員ご指摘のとおり、子どもが病気または病気回復期のため集団保育ができないときに利用する保育サービスで、病児保育、病後児保育、体調不良児保育などがございます。看護師や保育士を配置しまして、病院や保育園等に設置された専用スペースで保育するものでございます。

潟上市では人員の配置の関係や施設設備面で現在できない状況にありますけれども、現実には、多少熱があっても保護者が休めずに、また預ける人がいないなどで登園させることもございまして、その場合、一般の園児とは別に保育をしており、病児保育室の必要性は感じております。

病児保育については、病院との連携なども必要になるため、すぐには難しい面もありますけれども、微熱を出すなど体調不良の児童を保育する体調不良児保育は、看護師等の配置で施設が整備されればできると考えております。

今後、施設整備をしなければならぬ施設もございますので、整備をする場合は病児保育室を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 12番、再質問ありますか。12番。

○12番（菅原理恵子） かなり前向きな答弁をいただいたとっております。ありがとうございます。

1の1と2については、本当に一括でという形で答弁をいただきました。このたび、この人工内耳の装着者のお話を伺う機会があったんですね。その方からの相談だったのですが、答弁いただいたとおり、医療費になってみたりってというような形で日常装具としては認められていないってというようなことだったんですけれども、その方のお話を伺って私すごく感銘したんです。その方は、自分だけじゃなく、やはり人のことも考えていると。潟上に難聴者が何人いらっしゃるか、まだ私自身も把握はしておりませんが、お子さんもいらっしゃるかなと思います。それで、その方がおっしゃるには、ちょっと事例を通して私にお話してくださったんですけれども、能代市に在住なさってる方、その方はやはり大学時代にちょっと事故にあって、それこそ難聴になりましたって。もう人生終わったかなって諦めてた人生だったんですけれども、その人工内耳装着者の会に参加、何度か参加してるうちに、じゃあ自分もちょっとオペしてみようかなって勇気をいただいたって。勇気を出してオペをしてみたところ、本当に聞こえを取り戻して、人生が一変しました。それでその方は、ある会社の何か上役をやるまでになったというお話を伺いました。その時にやはり、聞こえを取り戻すって、私たちは聞こえてるのが普通だと思ってるんですけれども、難聴者にとってはそれが普通ではないって。それで人工内耳をやるについて、やはり先ほど申しましたが勇気がいるって。頭の後ろに埋め込むっていう作業をするっていうことで、電気が走らないかとか、そういう心配事もあるって本当に勇気がいることであって、勇気があって初めて聞こえを取り戻す、人生が変わる、こんなすばらしいことはない。ただ、その維持費っていうのは、人によっては、電化家電も年々いいものが改良されてきていくのと同じ、こういう補聴器でも年々改良されていきます。それが欲しくて助成をって言うてるもんでもない。子どもたちにはやはり、子どもたちの人生があって、人工内耳、それが装着できるようなそういう時代になっていただければ、助成していただける、そういうふうになっていただければ、斡旋の仕方もまた変わってくるということだったんですね。それで、秋田市でも人工内耳、県内では、にかほ市が二十歳未満を対象に、それで秋田市は25年度から人工内耳、上限20万円を助成しております。これも秋田市は、市民相談から一般質問で取り上げ、即座に人工内耳補助します、助成しますって、対外機器に助成致しますっていう形をとっていただきました。それで、その方がおっしゃるには、潟上から全て発信していただきたい。この大好きな潟上に本当に住んでる以上、潟上から全県に発信していただいて、潟上はこうなんですよっていうものを見せていっていただきたいってというような

要望も込めて、私に託されました。再度お伺い致しますが、助成金に対してどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 川上福祉事務所長。

○福祉事務所長兼社会福祉課長（川上裕隆） 12番菅原理恵子議員の再質問にお答え致します。

先ほどの答弁でもございましたけれども、医療費、医療機関で施術されるものですから、それが補装具や日常生活用具として認められてございません。そうしたことから、現在は、医療費の一つとしてまず施術してもらってるような形でございますので、繰り返しになりますけれども、この後、国とか県の動向を注視してまいりたいと思いますので宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 今福祉事務所長が答弁しましたけれども、先ほどの福祉事務所長の答弁でいろいろな問題点があると。私は問題点よりも課題だろうと思ひています。ですから、その課題というものを精査して検証しながら、例えば秋田市が20万円上限で今助成してるというお話聞きましたので、それらを含めてこれから勉強したいと思ひます。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） ありがとうございます。人工内耳が日本に導入されてから30年になるそうなんですけれども、私たちが初めて相談を受けて、30年も経ってるんだなっていうのがわかりました。本当に医療機器として認めていただける以上、そうじゃないってことだったんですけれども、先ほどの市長の答弁をいただきまして、また心強い思いをしております。相談者にとってもいい返事ができて良かったなと思ひしておりますので、助成に向けた一步前進をお願ひして、この1番は終わらせていただきます。

2番目、ネウボラについてなんですけれども、先ほど部長から答弁をいただきましたように切れ目のない子育て支援を行っていただいておりますということで、本当に子育て支援は全ての施策において潟上がナンバーワンと、本当に私自身も自負しておりますし、市長はじめ当局の皆様には本当に感謝しております。ただ、ネウボラっていう言葉が先行しているように思われますが、通告文で趣旨等を述べさせていただきましたとおり、ネウボラはフィンランド語で「助言の場」という意味です。妊娠から出産・育児まで切れ目のない支援の取り組みということから、子育て世代包括支援センターと同様な展開になっていき、先ほどその包括支援センターを検討していくっていう答弁を部長からい

ただきましたけれども、じゃあどのように検討していくのかっていうことを再度お伺い致します。

○議長（伊藤榮悦） 畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 12番菅原理恵子議員の再質問にお答え致します。

子育て世代包括支援センターの設置については、介護保険制度における全国各市町村に地域包括支援センターの設置が義務づけられたときと同様に、子育て世代包括支援センターの設置についても今後、都市部と地方の市町村にかかわらず全国一律に整備が進むものと予測されます。センターを設置するためには、保健師、それからソーシャルワーカー、助産師等の人員配置、それから要支援者については支援プランの作成、それから参加医療機関、保健所、児童相談所、民間支援機関などとの連携・委託、それに妊産婦を支える地域の包括支援体制の構築などが要件として示されております。今後は、年間出生率約200人規模の本市における、妊娠期からの切れ目のない母子保健事業及び子育て支援事業を総合的に検証致しまして、子育て世代包括支援センターの設置については、国・県の動向も注視しながら検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 部長おっしゃったように法定化されましたっていうことなんです。厚生労働省では、子育て世代包括支援センターの満たすべき基本3要件っていうことを最重要としており、1点目に、妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、専門的な知見と当事者目線の両方の視点を活かし、必要な情報を共有して切れ目のない支援をすること。2点目として、利用者支援事業の利用者支援機能。3点目と致しまして、利用者支援事業の地域連携っていう機能ということで、以上3点が最重要課題としております。本当に行政としてこれ以上のないものやっていたらいいと思います。支援事業を展開していただいておりますけれども、これは行政目線なんです。行政目線でなく、利用者目線になってくるのが大事っていうことを厚生労働省でおっしゃっておりますので、行政から見て切れ目のない支援をやっている、利用者から見てそうでもないのかもしれない。利用者の声を聞くということが大事だと思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 12番菅原理恵子議員の再質問にお答え致します。

本市では、母子保健事業につきましては、民間団体である市の健康生活推進協議会の母子愛育部会を組織し、官民協働で安心して出産・子育てができる、妊娠前、それから妊娠時、出産後の各種の母子保健事業を切れ目なく実施しております。妊娠前、それから妊娠時、出産後についても、それぞれいろんな事業を実施しております。このように本市では妊娠期から切れ目のない手厚い支援を継続しておりますことを、菅原議員にはご理解願いたいと思います。

包括支援センターの設置については、いろんなクリアしなければいけない課題もございますので、今後十分その辺を研究しながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） 部長、利用者の声を聞くということを私聞いたんですけども、利用者って、それこそ何ですか、子育て中の利用者というか市民の声を聞くってということに関して、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 畠山市民福祉部長。

○市民福祉部長（畠山靖男） 再質問にお答え致します。

本市の場合、先ほども申しましたとおり毎年出産する方が200人前後というふうなことで、妊娠前については特定一般不妊治療費の助成のほか、各妊婦に対しては保健師がいろいろ相談に乗ってございます。いろんな問題のある妊婦については保健師が自宅に訪問するというふうなことで、妊婦に対する相談については100%実施しております。そういうふうなことで今現在の母子保健事業としては、妊婦に関しては本当に行き届いた相談等に乗っておりますので、引き続き、これについては実施してまいりたいと考えております。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 先ほどの最初の答弁で部長は、設置を検討するということで、今12番さんからは検討の方法等の質問がありました。利用者目線が大事だということは全く私もそのとおりだと思いますので、今後検討するためには利用者目線というものを基本に考えていきたいと思っています。

○議長（伊藤榮悦） 12番。

○12番（菅原理恵子） ありがとうございます。じゃあ、病児病後の方に移りたいと思います。

病児病後、それも人員配置等が問題だが必要性は感じておるという答弁でありました。これもまた可能性を考えているってというような、保育所に考えているってというような答弁もいただき、本当にうれしいなと思っております。実は能代市では、それこそ民間の病院2カ所に委託して事業を展開しております。それで能代市のある病院では、こういうような冊子を作って、本当に注意を促しながらやっていってる。多々問題はあるってというようなことを伺いまして、どうせ設置するなら行政にっていうようなことをお願いして、私の一般質問をしようかなと思ってました。それで、病児送迎っていう形で、新聞の切り抜きとかコピーを読んで申しわけないんですけども、これも共働き、ひとり親を支援するために、市職員が病児送迎をするってというような形をとりますって。病児拠点をつくるって、そこに病児を送迎することに対しても助成金が出ますっていう形になりますので、本当に今回は前向きな検討しますという前向きな答弁をいただきましたので、私はちょっと早かったんですけども、これで一般質問を終わらせていただきたいと思います。宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） これをもって12番菅原理恵子議員の質問を終わります。

次に、17番伊藤正吉議員の発言を許します。

○17番（伊藤正吉） 傍聴者の皆様、どうもお疲れ様であります。

私からは、平成28年度予算における市長の市政運営について、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてと、18歳選挙権を受けて学校教育の対応についての3つの質問を致しますので、宜しくお願い致します。

最初に、平成28年度予算における市長の市政運営についてであります。

人口減少、少子高齢化、経済のグローバル化の中にあって、地域社会の維持のためには、企業誘致、創業支援等を含めた産業の振興はもちろん、地域が抱える課題を市民が主体となり、地域力の強化が重要となってきております。こうした社会情勢の中、これまでの発想とは異次元の総合戦略を、将来への投資ということを踏まえて長期的な視点から確実に実行していただきたいとの観点のもと、質問させていただきます。

最初に、平成28年度当初予算について伺います。

平成28年度は、「第2次総合計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」がスタート致します。また、石川市政の集大成と次の成長の出発点の意味を併せ持つ年度であり、7つの分野において成長戦略を機軸とする施策・事業に予算を重点配分し、編成したものと史料しております。

そこで質問でありますが、1つ目、当初予算案はどのような考えで編成したのか、お伺いします。

2つ目、人口減少対策については、どのような施策や事業に取り組むのか、お伺いします。

2つ目の、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお伺いします。

地方創生につきましては、将来の人口ビジョンの策定のもと、「まち・ひと・しごと創生と好循環の確立」との3つの要素がうまく循環するように取り組むことが必要であるとされており、地方創生のためには「しごと」の創生が重要な要素の一つであると考えます。安定した雇用の創出のためには、今地域のために尽力されている地元企業を応援していくことはもちろん重要ですが、新たに起業しようとしている方々への創業支援が必要であると考えます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略について、次の3点について質問致します。

1つ目、本市の魅力及び課題についてどのように認識しているのか、お伺いします。

2つ目、地方創生に向けた主要事業は何か、お伺いします。

3つ目は、第2次潟上市総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略はどのような関係になるのか、お伺いします。

3つ目の質問であります。18歳選挙権を受けて学校教育の対応についてお伺いします。

公職選挙法の改正で、今年の夏の参議院選挙から選挙権年齢は18歳以上に引き下げることとなっております。18歳選挙権の目的は、「若者の政治意識を高める、若い人たちの声を政治に反映させる」ことにあると思います。全国に約240万人の新たな有権者を生むと言われております。また、少子高齢化の中では、高齢有権者の比率が若年有権者の比率を大きく上回っています。年金問題のように世代間の対立も激しくなってきました。そうした中、社会保障の担い手である若い世代を置き去りにして議論を進めていくことは、持続可能な社会保障制度の再構築は不可能だと考えられます。そういった中で「18歳選挙権」が実施されることになり、選挙啓発活動が盛んに行われています。社会に出る前の段階で政治家を選ぶトレーニングを積んでこなかった人が、18歳になっていきなり「選挙に行け」と言われても、難しいことでもあります。「10代は投票するには未熟すぎる」、「判断能力がない」などの意見もあります。18歳選挙権を實用し「権利」を得ることと同時に、社会の構成員としての「責任」も担います。

そこで、国は、主権者教育を担う学校に、教員の政治的中立を保ちながら現実の政治問題を取り上げるよう求めています。市内には高等学校が1校ありますが、そこで次の3点についてお伺いします。

1つ目、18歳選挙権が実現するにあたり、学校内における選挙活動や政治活動をどのように対応していくのか。

2つ目、今回の公職選挙法の改正を受けて、中学校、高等学校に対して何か新規事業の取り組みはあるのか。

3つ目、政治的中立性を確保した上で、小中学校の段階から、自分が社会の一員であり、主権者であるという自覚を持たせるという教育が重要であると思うが、子どもたちに政治的、社会的な課題を考えさせるためのガイドラインはどうなっているのか、お伺いします。

以上3点の質問をお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 17番伊藤正吉議員の一般質問の1つ目「平成28年度予算における市長の市政運営について」お答え致します。2つ目「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」は総務部長が、3つ目の「18歳選挙権を受けて学校教育の対応について」は教育長がお答えを致します。

平成28年度は、17番さんご承知のごとく「第2次潟上市総合計画」が始動致します。同時に「潟上市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく潟上の創生が、本格的にスタート致します。

平成28年度の予算編成にあたっては、「総合戦略」や「総合計画」に基づく施策を積極的に推進するもので、少子高齢化が進み、人口が減少する中であっても活力を失わず、持続可能な地域社会の実現に向けて、市民一人ひとりが「幸せを感じるまちづくり」に取り組むものであります。

ご質問にあります人口減少対策と致しましては、多子世帯への出産祝い金制度を新たに創設するとともに、経済的な負担軽減を図るため、一般不妊治療費助成額の上限を撤廃し、「子どもを産みやすい環境づくり」に努めます。また、「子育てしやすい環境」をさらに整えるため、新規事業として高校生への通学費の助成制度を行うほか、子育て世帯への住宅リフォーム補助事業の拡充や、福祉医療費助成の拡充を実施致します。また、潟上市育英会でも返還金について助成制度を今検討中であります。そのほか新規事

業として、おたふくかぜ予防接種事業、ロタウイルス予防接種事業、フッ化物塗布事業などを実施するとともに、あきた結婚支援センターへの入会登録料を助成するなど、男女の出会いや結婚を支援し、少子化対策の充実を図るものであります。そのほか予算編成にあたっては、市民の皆様の生活基盤をしっかりと支えていくことが重要であり、使命であると認識しており、「市民の安心・安全の確保」に重点をおいております。

今後も、市民の目線に立ち、「安全」、「安心」、「安定」を基本にしたまちづくりに、誠心誠意取り組んでまいります。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 一般質問の2つ目「まち・ひと・しごと創生総合戦略について」お答え致します。

はじめに、ご質問の1点目「本市の魅力及び課題をどのように認識しているのか」についてお答え致します。

本市の魅力と致しましては、日本海に面した砂丘群の松林や出羽丘陵の緑豊かな山並み、八郎湖に向かって広がる田園風景など、優れた景観と豊かな自然環境が挙げられます。また、北限の秋田ふぐや八郎湖のわかさぎ、岩牡蠣は、本市の魅力を発信できる貴重な自然の恵みであり、地域資源として認識してございます。さらには、県都秋田市へ隣接し、道路や鉄道の環境に恵まれていることなど、地理的な面でも強みを持っていると認識してございます。また、自立性の高いコミュニティ活動やまちづくり活動などに取り組む方々や団体も多く、参画と協働のまちづくりが実践されていることや、次世代を担う子どもたちを支援する施策の充実に努めていることも、本市の魅力であると考えてございます。

一方、課題と致しまして、本市の合計特殊出生率は1.20人と、国はもとより秋田県の数値を下回っております。また、県と全国では合計特殊出生率が上昇に転じているのに対し、本市では下降が続いており、出生率の上昇や出生数の増加につながる施策とともに、高齢者に対する健康寿命の延伸を目的とした施策を実施し、自然減を抑制していくことが重要であると認識してございます。

ご質問の2点目「地方創生に向けた主要事業」についてお答え致します。

地方創生には安定した雇用の創出が重要な要素であることは、伊藤議員のおっしゃるとおりでございます。本市の総合戦略でも基本目標の一つに「雇用創出のための産業振興」を掲げ、企業誘致とともに継続的な安定雇用の実現を目指し、創業支援など5つの

事業を盛り込み取り組んでいくこととしてございます。また、合計特殊出生率が低い中でも高齢化率が県内では低い本市にあっては、少子化対策と子育て世帯への支援も地方創生における重要な要素であると認識致してございます。

なお、本市の地方創生における主要事業と致しまして、高校生への通学費の助成制度や多子世帯への出産祝い金制度を創設するとともに、一般不妊治療費助成額の上限撤廃、子育て世帯への住宅リフォーム補助事業の拡充、福祉医療費助成の拡充など、少子化対策や子育て支援へ重点的に取り組むことと致してございます。

ご質問の3点目「第2次潟上市総合計画とまち・ひと・しごと創生総合戦略はどのような関係になるのか」についてお答え致します。

「総合計画」は、まちづくりに取り組むための総合的な指針でありまして、行政運営の基本的なことを全ての分野で網羅してございます。一方、「総合戦略」は、「潟上市人口ビジョン」の将来展望における目指すべき将来人口を踏まえ、人口減少に歯止めをかけ、地域の活性化を実現していくことに特化した計画となります。計画の目的や役割は違いますが、総合計画で描く市の将来像を実現するための基本目標や各政策の方向に基づいて策定した個別計画の一つが、総合戦略であるとお考えいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） それでは、私から3つ目の「18歳選挙権を受けて学校教育の対応について」お答えしたいと思います。

まず、公職選挙法の一部改正により選挙権の年齢が18歳以上に引き下げとなることに伴い、主権者教育のより一層の充実が必要となることから、文部科学省では、総務省と連携して作成した高校生用の副教材「私たちがひらく日本の未来」を配付し、模擬選挙などの体験的な学習を重視するなどの対策を講じております。

なお、市の教育委員会は、ご承知のとおり義務教育ということでございます。

それでは、ご質問の1について、「18歳選挙権が実現するにあたり、学校における選挙活動や政治活動をどのように対処していくか」については、市内に高校は1校ございますが、県立学校であるため、本市教育委員会が直接対応するものではありませんので、ご了承願いたいと思います。

県では、国で作成した副教材と指導資料の中に示された留意点をもとに指導するとともに、文部科学省のQ&Aを12月に各高校へ配付し、担当者研修会を2月に行っている

とのことでありました。

ご質問の2「今回の法の一部改正を受けた新規事業等はあるのか」についてお答えします。

これまで、市内の小・中学校社会科授業や生徒会選挙の際に、実際の投票箱や記載台を使った模擬投票を体験するなどの取り組みを行ってきましたが、今後は、各中学校での政治に関する授業への出前授業など、市選挙管理委員会との連携を一層密にして取り組む予定でございます。

なお、潟上市選挙管理委員会では、28年度に選挙年齢に達する高校3年生への啓発物の配布を検討しております。

また、潟上市では、自治基本条例の制定を契機に、市民の皆様にパンフレットを全戸配布したほか、市内の小・中学校の、地方自治に関する学習をする小学校6年生、中学校3年生全員に「自治基本条例の手引き」を配付しておりますが、主権者教育を一層充実させるために、新たに、担当職員と指導主事が学校へ出前授業に赴いて、まちづくりへの関心を高める体験的な学習を行いたいと考えているところでございます。

ご質問の3「政治的中立性を確保した上で」、これについては、18歳になる前までは政治教育がタブーだということがありました。原則として政治的中立性を確保するというこの上で、「小・中学校の段階から、自分が社会の一員、主権者としての自覚を持たせる教育、子どもたちに政治的、社会的な課題を与えるガイドラインは」についてお答えします。

潟上市として単独の「ガイドライン」を作成する予定は今のところありませんが、質問の2でお答えしたように、各小・中学校における社会科の学習の中で、十分に課題意識を与える授業の構築に努めてまいります。

今後も、政治的中立性に十分に配慮しながら、関係部署と連携し、市内の小・中学生に対する主権者意識の醸成のための教育推進に努めてまいりますので、ご理解のほど宜しくお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 17番、再質問ありますか。17番。

○17番（伊藤正吉） まずは1つ目ですけれども、本市では力を入れている少子化対策については、特定不妊治療費の助成をはじめ、新規事業の第3子以降の出産に対して出産祝い金などさまざまな施策を推し進めていることなどで、県内でも引けをとらなく、むしろ一步前進しているところで高く評価をしてもよいと思います。

高齢化対策についてですけれども、本市の高齢化率は県内でも3番目に低いところですけれども、高齢者の福祉施策は充実しており、それはそれでよいでありますけれども、それに伴う財政負担が多いのも事実でございます。今後は、地方交付税の頭打ちや行革についても限度がありますし、歳入増にはなかなか厳しくなってくると思います。扶助費などの義務的経費の増などで投資的経費も年々減少に転ずると思いますので、厳しい財政運営の中、今後新規事業を推し進めるためには、既存の事業の評価をこれまで以上に精査して、評価の低いものは思い切ってやめて、今後の人口減少対策事業の推進に努めるべきと思いますけれども、市長の考えをお願い致します。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 答えします。

全くそのとおりでありまして、社会保障費は年々増加していると。それに対する地方交付税は年々減少していくという事実もありますので、行政改革大綱というものの委員会もつくっておりますので、それらを重視しながら、無駄なものというところ語弊ありますと思いますが、そういうような改革というものも進めながら、財政難に陥る時代に対処しなければならないと思っています。

○議長（伊藤榮悦） 17番。

○17番（伊藤正吉） ただいま市長から答弁いただきましたので、わかりました。頑張ってくださいと思います。

それでは次の、まち・ひと・しごと創生総合戦略について質問致しますけれども、まち・ひと・しごとの総合戦略については、いろいろ事業の展開をされておりますけれども、今までのような地域活性化のような、全国で画一的な事業の展開では有効であるかはちょっと疑問を持ちますけれども、対策を立てるためにはしっかりとした本市の現状分析をされたと思いますけれども、それによって地方創生に向けて進むべき方向性を明確にして、これを踏まえた施策が必要と思われれます。

そこで、雇用創出のためにさまざまな施策を図っておられますけれども、最初の質問にありますけれども既存の企業はもちろんですけれども、新しく起業する支援も、新しく雇用を生むためには大事なことと思いますので、その創業支援を充実されるために強力的に施策を推し進めるべきと考えております。それで、例えば創業された、起業された企業があった場合、例えば市の業務の発注する際にも企業が発注できるような支援対策とか、そういった起業したことのPR等の必要性も必要かと思えます。それについてもし答弁

できれば、答弁いただきたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 雇用の増大、あるいは新雇用については、今喫緊の課題だと認識しております。今、新しい企業等に対する対策はどうかということで、今私が直面している中で企業誘致条例があります。その企業誘致条例で新設する企業については、社員が5人以上とか等々とうたっておりますが、これからはそれに対応していくと乗り遅れる場合も私はあると恐れております。でありますから、この後と思いますが、将来にわたっての市長の条例の附則あたりに、権限というものをうたうということが絶対に必要になろうと思っております。答弁になるかならないかわかりませんが、いずれそういうようなことの事態に対応しなきゃならないと。

今ご承知のように企業誘致といっても、なかなか、県と一緒に頑張っていますが、なかなかはかどらないと。人口減少について秋田県が下位ランクにあるのは、やはり企業の誘致も少ないというのが要因であるとも言われていますので、ひとつ雇用、企業が来ても、今コンピューター時代ですから雇用の場というのはなかなか増えないというジレンマもございますが、いずれにせよ一人でも二人でも新しい雇用が生まれるような対策を講じていかなければならないと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 17番。

○17番（伊藤正吉） 大体わかりました。

3番目の第2次潟上市総合計画とまち・ひと・しごと総合戦略の整合性については、総合計画は本市の行政分野全般を幅広く網羅しているものであって、人口減少の克服と地方創生を目指す地方総合戦略も、基本的にはもう総合計画に包含されると思えますけれども、総合計画では、先ほど答弁ありましたように人口減少を喫緊の重要課題にして、総合戦略はその人口の将来展望や新たに制定する成長戦略との整合性に意を用いるものと思えますけれども、そういった考え方でよろしいでしょうか。

○議長（伊藤榮悦） 藤原総務部長。

○総務部長（藤原貞雄） 17番伊藤議員の再質問にお答え致します。

総合計画との関連につきましては、議員がおっしゃるとおりの認識でよろしいと思います。先ほどの私の答弁も、そういったことで答弁致しました。

以上です。

○議長（伊藤榮悦） 17番。

○17番（伊藤正吉） それでは、3つ目の18歳選挙権を受けての学校教育の対応についてご質問致したいと思います。

まず、国が推し進めている主権者教育についてちょっと調べてみましたけれども、これは総務省が平成23年12月に、教員指導資料に、社会参加に必要な知識・技能と価値観を習得させる教育の中心であって、市民と政治のかかわりを教えることを主権者教育と呼ぶことにすると明記されておるわけでありまして、このように定義されております。それで、先ほど教育長もいろいろお話ございましたけれども、学校現場ではこれまで政治はタブー化されて、政治教育が形骸化されてきました。こうした状況を改善する必要性が高まり、学校教育に求められるものも変化してきておると思います。また、学校教育でも政治的教養を育むことも求められているとも思われます。学校では、例えば授業の中で意見が割れたりして中立性が疎外される恐れがある場合は、むしろその異なる意見とか見方を知らせた方がよいとも言われておりますけれども、そういった中で政治教育においては、教員はコーディネーター役に徹することが大切であるとも言われてございます。

そこで、地域の課題を多面的に考える能力を身につけるよう主権者教育の充実に努めていかなければならないと思っておりますけれども、授業の中に、この後課題として、ガイドラインはないということですが、その社会に参画することの大切さとか良識ある主体的な判断能力の育成をすべて授業によって努めていくということでもありますので、わかりましたので、これで私の質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） これをもって17番伊藤正吉議員の質問を終わります。

暫時休憩致します。11時20分まで暫時休憩します。

午前11時08分 休憩

.....
午前11時20分 再開

○議長（伊藤榮悦） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番藤原幸雄議員の発言を許します。6番。

○6番（藤原幸雄） 皆さん、おはようございます。また、傍聴者の皆さん、早朝より誠に苦勞様です。

このたび3月議会に際しまして一般質問の機会を与えていただきました伊藤議長はじめ同僚議員各位に対しまして、敬意と感謝を申し上げます。私は、市当局に対しまして3点の質問の通告をしておりますが、昔から話し上手より聞き上手とい

う言葉がございますけれども、私は下手でございますけれども、当局にはきちっとしたご答弁を賜りますよう心からお願いを申し上げ、早速質問に入らせていただきます。

第1点目は、米づくり農家への今後の対応についてでございます。減反廃止後の農業経営の確立の方策について伺います。2点目は、果樹農家への対応についてでございます。果樹農家の後継者育成の方策について伺います。第3点目は、観光問題についてでございます。その中で、観光で交流人口増の方策について伺います。宜しくお願い申し上げます。

はじめに、米づくり農家への今後の対応についてでございます。

近年、農業も商工業も関係者は精いっぱい努力しているものの、後継者不足のため、年々厳しくなっております。米価は、一昨年より昨年は、やや値上がりにより潤いはあったものの、従事者の高齢と農機具の更新などで一層厳しくなっているようです。2年後には、自由生産、自己販売の時代に突入します。そこで、生産だけでなく、できる限り付加価値をつけることによって収入増につながるものと思います。市当局とJAと連携しながらご指導に当たっているようでございますが、今後さらなる力を入れるべきと思うが、具体的な方策があったらご教示いただければ幸いです。6次産業化で加工されたものを販売、ルートは道の駅をはじめ県外出荷等ではJAと商工会と連携するのもよいでしょう。まさに6次産業化と雇用拡大に反映できれば幸いです。ただし、大規模生産者は米の生産だけで精いっぱいという声もあります。その辺のところをコントロールしながら対応することを望みますが、この点についてお伺いを致します。また、本市にはブランド化している商品が少なく、掘り起こしも合わせて伺いたいと思います。

なお、人口減少等の影響で米の消費量も減少の一途をたどり、米の価格は過去20年間で約30%以上も下落しました。2018年より、農家に対応する国の定額補助金がなくなります。生産者、JAは、売れる米づくりの方法を果敢に模索しております。加工品とともに本市にふさわしい米の育成、普及に努めていただきたいが、今後の方策についてお伺いを致します。

果樹農家への対応について伺います。

最近課題になっているのは、果樹農家の減少、特に大崎地域は後継者不足と高齢化とともに体調不良が原因のようです。お話によりますと、年間約100本以上の樹木が伐採されているようなことでございます。言うまでもなく果樹づくりは、特に技術と長い経

験が要求され、一朝一夕ではなかなかできるものではなく、後継者育成となればかなり至難と思います。仲間同士でもなかなか歯止めがかからないと伺っております。大変厳しい課題ではありますが、特効薬があるのかお伺いを致します。インターネットの活用で、空き家対策と合わせて市外にも入植者を募集するなど対応しなければ、米づくりと違って1年も休耕ができないと言われております。まさに単純に一挙両得と思います。市とJA等と協力して早期に関係者と協議をされ、少しでも早く歯止めされ、農家所得の向上に努めていただければ大変幸いと思いますが、当局のご所見をお伺い致します。

次に、観光問題についてでございます。

近年、各市町村間の観光で年々かなり厳しさを増しているように思っているのは、私一人だけではないと思います。本市では道の駅が2カ所あり、関係者のご努力により、天王食菜館、昭和のブルームッセ共々特色を持った営業をし、業績を伸ばしているようにございますが、地元の方々はかなり利用しているようにございますが、市外の観光客はまだまばらなようです。本市の両道の駅には、一定の実績と貴重な経験があります。本市にはあまり特産品が少ない、いわゆるブランド化されているものが少ないなどと言われているので、近い将来に向かって対応すべきと思うが、市当局のご所見をお伺い致します。地元産の加工品を少しでも多く販売向上のためと試行錯誤を繰り返し、努力していることは認めます。その上でさらにご努力されれば幸いです。集客に対する対応をこれ以上望むのは酷な感じが致しますが、当局のご所見をお伺い致します。

壇上からの質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（伊藤榮悦） 当局より答弁を求めます。渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 6番藤原幸雄議員の一般質問の1つ目「米づくり農家への今後の対応について」お答え致します。

まず国においては、昨年10月に大筋合意したTPP関連対策について、11月25日に「TPP関連政策大綱」を決定したところでございます。その中で本県では関心の高い農業分野で特に米に関しましては、新たに7万8,400トンの無関税輸入枠を設けることを決定してございます。これに伴うTPPの経済効果分析では、政府備蓄米の年間買入れ量を増やし、新設枠に相当する量の国産米を買い入れることにより、影響はなしとしておりますが、不透明感は否めない状況となっております。本市としましては、今後も国や県が発信する情報に注視し、農業振興等を図っていく必要があると認識しているところでございます。

ご質問の1点目「減反廃止後の農業経営確立の方策について」申し上げます。

国では、米の生産数量目標について、平成30年産以降は、行政による配分に頼らないで需要に応じた生産が行われるよう、既に平成26年度から米政策の見直しを徐々に実施しているところでございますが、生産調整の廃止についての細かい情報は、まだ発信されていない状況でございます。

米生産者については、大半はJA等への系統出荷をしてございますが、米の集荷・販売を行っているJAについては、消費者ニーズに即した良質米生産として、JAブランド米の「ecoライス」や「こだわり米」の生産を行い、売れる米づくりを実践しており、今後についても、特A産地を目指した生産体制を構築していただき農家所得の向上を図っていただくよう、市としても協力してまいりたいと考えております。

また、米生産農家については、市や県が行っている複合部門や水稻低コスト栽培への補助事業を有効に活用していただき、農地中間管理機構を活用した農地集積を行い、遊休農地の拡大を防ぎ、さらに新規就農者の育成や掘り起こし、多面的機能支払交付金事業をきっかけとした地域の担い手の確保育成、集落営農組織の法人化の推進を、関係機関と一体となって支援してまいりたいと考えております。

一般質問の2つ目「果樹農家への対応について」お答え致します。

はじめに、果物は、人間にとって豊かで潤いのある食生活をもたらすとともに、健康の維持に欠くことのできないビタミン、ミネラルなどの栄養成分や、食物繊維、ポリフェノールといった機能性成分の重要な供給源であり、今まさに現代人の健康志向が高まる中で、これらに対する意識・認識が高まってきております。しかし一歩生産現場に目を移してみると、藤原議員がおっしゃるとおり高齢化の進展や後継者不足、加工品需要の増加による生食用需要の低下、作業の機械化が困難、資材費の高騰による所得の減少など、果樹農業者の生産意欲の減退を招いております。

潟上市の果樹生産農家戸数については、農業センサスで2005年が84世帯、2010年が71世帯、2015年の速報値で58世帯となっており、後継者問題につきましては、他市町村も同様、厳しい状況にあると捉えております。この問題を解決するためには、意欲ある果樹生産農家へのサポートと後継者の確保、育成が必須と考えてございます。現在、本市においては、天王地区1名、昭和地区1名、計2名の若い果樹生産農家の方が、青年就農給付金事業を活用して果樹生産事業を展開していることから、今後も青年就農給付金事業等各種支援事業を活用し、あわせて県やJAなど関係機関と連携を図りながら、生

産への取り組み、後継者の確保、育成を支援してまいりたいと考えてございます。

一般質問の3つ目「観光問題について」お答え致します。

ご質問の内容は、主に特産品についてお聞きのことと理解してございますので、本市の特産品について申し上げたいと思います。

ご存じのとおり、潟上市の特産品の代表的なものとして、「梨、ぶどう、花き」などの農産物や、清酒やつくだ煮など地場産食材を原料とした加工品が挙げられます。こうした特産物の多くは、地域資源を活かし古くからつくられてきたものでございます。一方、最近では、米の生産調整によって作付された枝豆を利用した加工品や、酒粕を利用したお菓子などが開発・販売がされております。販売規模は大きくないものの、こうした取り組みは市民主体で展開されており、市としては、このような活動を支援する環境づくりに努めているところでございます。また、海産物においては、潟上市沖が天然ふぐの日本北限の産卵地として注目を浴びております。市では県漁協と連携し、市内で水揚げされ、活魚として出荷する天然ふぐに認証タグをつけ、ブランド化する取り組みを計画しております。あわせて地産地消の面でも、市内飲食店と連携して消費に向けた取り組みを推進していきたいと考えてございます。

特産品は、地域資源を活かしてこそのものであると理解しておりますので、潟上市には、果樹やつくだ煮、酒、フグなど特産品が少ないわけではなく、現にある潟上の良いものをまずは知ってもらうことが肝要と考えております。このため、関係機関との連携のもと、市外・県外での特産品の販売機会の創出によるPRやインターネットなどを活用した情報発信に努め、交流人口のさらなる拡大を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤榮悦） 6番、再質問ありますか。6番。

○6番（藤原幸雄） 今、渡部部長から大変懇切丁寧な、しかも的を射た答弁を賜りましたことに対しまして、まずもって敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

ご承知のように農村では、長いいわゆる伝統文化、維持をしなければならないという意気込みがございまして、その意気込みのある方々が、今言われましたように高齢化になって若い人に譲るといっても、なかなか引き受け手がないということで今非常に困っておるわけでございますけれども、市長のいわゆる行政報告の農業振興ということの中で私が感銘したのは、特に若者たちが希望をもてる強い農業と美しく活力ある農村ということで、若い人たちにも非常に期待をしているということでございまして、先ほど部

長からも申し上げましたように、我が潟上市だけでなく今日本全国が少子高齢化になっていると同時に、あわせて後継者がなかなか少ないと。特に農業は少ないと言われておりますが、大変くどいようでございますが、農業の後継者の掘り起こしについて、いま一度さらに市当局からご答弁を賜れば大変ありがたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 6番藤原議員の再質問にお答え致したいと思います。

潟上市のさらなる強い農業を目指すために、農業後継者を確保するための方策ということのご質問だと思っております。確かに後継者問題は、今後の農業を考える上で外してはいくことができない問題と捉えております。これにつきましては、現在進めております青年就農者への補助事業、これプラス、米づくりだけでは立ち行かなくなってきた農業につきまして多角経営を進めるための補助のあり方等々を、これからも推し進めまして、生活できる農業、そこで潟上市で暮らして明るい未来を考えられる農業をつくるように、市としてバックアップしていきたいと考えておりますので宜しくお願ひしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 6番。

○6番（藤原幸雄） 今渡部部長から再答弁の中で縷々申されまして、私も納得をいたしました。市長の行政報告のみならず最近新聞に出ているのは、T P Pの問題でございます。これにも2、3年後に立ち向かうとなれば、国では外国まで米を、米ですか、その商品売り込むというような考えでやっておりますし、我が市でもそのような意気込みだと思っておりますけれども、ただこのままの状態では、農業、特に米づくりは衰退の一途をたどるのではないかなというような私は悲観的な考えもございまして、農家の方もこのような考えでおりますので、この点についてはご答弁は求めませんが、この点についても留意をしながら米づくり対策について鋭意努力していただければ大変ありがたいと思います。

ここで第1番の米づくりについては終わりたいと思います。

第2番目の果樹農家への対応でございますけれども、先ほど私が申し上げましたように米づくりもなかなか容易でないと思っておりますが、特に果樹はなかなか一朝一夕ではできないと。私も今年に入って大崎のある果樹農家2、3人の代表者っていうわけではないけれども、私のところ遊びに来てくれて言うからちょっと行ったけれども、なかなか今大崎でも、果樹を毎年100本あるいは200本ぐらい伐採しないと容易でない。なぜ伐

採しなければならないと言ったら、米づくりのいわゆる田んぼは1年ぐらい、何といたしますか休耕してもいいんですけども、果樹はそのままにしておけば、ほかに病気がうつって絶対だめだと、これは農家の人みんな行って手伝って木を切ってまでもやらなければだめだというような話もございますので、今このままの状態であればほとんど、全滅というわけでもないんでしょうが、ほとんどなくなるということで非常に憂慮しておりますが、この点について当局で、先ほどご説明もあったようでございますが、今から、早いわけでもないけれども対応しなければならないと私は思いますので、行政からどのようなご指導、あるいは農協と連携しながらこのことについて協議したことがあるのかどうか。あるとすればどういう結果が出たのか、お伺いしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 6番藤原議員のご質問にお答え致します。

果樹農家の後継者問題の喫緊的な対策というご質問でございます。その中でご質問にありました、JAとの協議があったのかどうかということにつきましては、JAとそのことに対する協議ということはまだ行っておりません。しかしながら両方とも同じ土俵での問題意識をもって、会議の中ではいろんなお話をしております。その中で一番の問題が、先ほど藤原議員もおっしゃいましたが技術の継承が非常に難しい分野であるということです。それと最初の答弁でもお話ししましたが、非常に手間がかかる仕事で、要は一人の方がやめても、その方のところを同じ果樹農家の方がやってくれないかというお話をしても、とてもでないけれども今以上のことはできないというような答えが返ってくるのが現実のようでございます。それで、藤原議員のご質問の中にもありましたが空き家対策との抱き合わせで後継者を育成できないかというようなお話もありましたけれども、こういった方策についても今後JAと話し合っ、それがすぐにそこで来た人がすぐその技術を発揮できるようなものなのかというようなところの観点もございまして、これについては喫緊の対策というのがなかなか立てづらいという認識ですけれども、そういったことはおられませんので、どうか今後その特効薬となるような方策を今後続けて検討していきたいと思っておりますので、ご了解願いたいと思っております。

○議長（伊藤榮悦） 6番。

○6番（藤原幸雄） 今渡部部長から縷々申されましたけれども、まだいわゆる後継者問題とかさまざまなこの果樹農家への対応ということで、農協からも声かけられてないし、市当局からも声をかけたことはあまりないと言われるわけでございますが、どちら

がまずメインになるとかならないとか別として、やはりこれはあんまり期間を置かないで、今からでも早くないんです。今、今年でもさらにもっとやめるといような方が若干おるようでございますけれども、まず農協とはいち早く協議をして、そしてお互いに考えを胸襟を開いて協議して、そしていわゆる果樹農家が安心して経営できるような対応をしていただければ大変幸いに存じますが、この点について部長再度、何かいち早く対応すべきだと思いますが、いつ頃どういう形で対応されるのか、そのご見解をお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 先ほど質問の中で、農業後継者あるいは果樹後継者について特効薬があるかと。ありません。それと、私はもう漢方薬もないのではないかという状況であります。だが、手をこまねいてはなりません。湖東農協では年1回、関係市町村長と懇談をしています。JAみなみについては、そのスタイルはないんですが、これからJAも合併があつて固まるらしいんですけども、そうなつても農業問題についてはJAとは不離一体の関係でいかなきゃならないと。そして、先ほどTPPの話にもありましたが、県は攻めの農業だと。じゃあ市町村は何をやるんだと。攻めるにも、というような課題もありますので、再三申し上げますが、JAとは不離一体の関係でしなきゃならないと。農業が元気にならなければ市も元気にならないというのが私の基本でありますので、今後ひとつ、とは言いながら、先ほど産業建設部長もお答えしましたが2人の後継者が頑張つてると、これをもっともっと増やしていこうと。それから一個団地についても若者が相当加入していますので、これは果樹とかそういうものですが、それらも含めて総合的にやると。一方、企業の参入についても相当国では規制を緩めるという話もありますので、ただ企業についてはだめなればさっさと帰るといような危惧もありますが、それらも踏まえた総合的な農業政策というものは、もちろん国にも、あるいは県でも出してほしいし、市も、我々も協力していきたいと思ひます。

○議長（伊藤榮悦） 6番。

○6番（藤原幸雄） 今、果樹農家のことにつきまして市長みずから答えましたので、私はこれ以上の答えはできないと思ひますし、これはまさに先ほど言われましたように一朝一夕ではできるわけございませんけれども、せつかくのそういう組織がございます。市当局もその方の専門家ではないにしても、アドバイスは若干できるのではないかなと思ひますので、今後ともひとつ宜しくお願ひを申し上げたいと思ひますし、果樹農家へ

の対応はこれで終わりたいと思います。

次に、観光問題につきまして私も先ほど一般質問しました。その中で、くどいようですが、我が市では天王の食菜館、それからブルーメッセとあります。どちらもなかなか冬期間で販売できるものがないと。つい最近の新聞を見ますと、大潟村が年間約4億円の売り上げをしておると。そういう中で我が潟上市も、やりようによっては条件的にも位置的にもそんなに悪くはないと思います。そういうことで冬期間が何と言いますか、お金はかかることは十分わかりますけれども、冬期間でもかなり販売できるようなものの生産の技術を養成するなりした方が良くと思いますが、この点についてひとつ方策があればお願いしたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 6番藤原議員のご質問にお答えしたいと思います。

食菜館及びブルーメッセの冬期間の販売物の充実というお話のようでございますけれども、今のところ冬期間の販売の主たるメインは、冬野菜が主でございます。ネギや雪をかぶったキャベツ等の野菜物が多くなるわけでございますけれども、特に今年にしましては雪が降らないおかげで、なかなかそういった雪の下で熟成させる、おいしくなる野菜というものが収穫期間が非常に短くなったという現状がございます。それと、それにつきまして冬期間の一定の販売量を確保するためには、やはり雪国でございますので暖房施設が必ず必要となってまいります。そのヒーターを使用するわけですが、その燃料費が非常に価格に反映させない限りは農家を圧迫することになるということでございまして、販売所としては品数はあってお客を呼びたいわけですが、生産者にとっては非常にそれに対応するためのコスト高になってしまうということで、お互いにジレンマを抱えている状況でございまして、これからはまず、今年天候によって左右されるわけですが、露地物の生産の技術向上を目指して、冬期の販売物の充実を図るような取り組みができるよう、これに関しましてもJAと一緒に農家の指導にあたっていきたいと思っておりますので、宜しくお願いします。

○議長（伊藤榮悦） 6番。

○6番（藤原幸雄） 今、渡部部長から申されました。言うまでもなく冬期間で生産することになれば、今年は特に異常な年でございますけれども、一つはすごく金がかかると言われております。そのこともよくわかりますけれども、もちろん経費を度外視してやるというのはこれは到底できるわけではございませんけれども、いずれにしまし

ても我が潟上市ではブランド化されたものが少ないと。例えば、言うまでもなく八郎潟の特産品のシラウオだとかそういうものはありますけれども、果たしてそれだけ目をつけて観光客が集まるかといいますと、そうでもないような感じでございますけれども、今後この点につきまして部内にブランド化の検討委員会なるもの、仮称でございますけれども、そういうものをつくってこれに努力するという考えがあるのかどうか、ひとつお伺いします。

○議長（伊藤榮悦） 渡部産業建設部長。

○産業建設部長（渡部 智） 6番藤原議員の質問にお答え致します。

潟上市ブランド化が少なく、これ今特産品もあるにはあるがブランド化、いまいちなりきっていないのではないかと。それを行うために、ブランド化を検討する会議等の立ち上げの考えはあるかということのようでございます。今潟上市では、先ほどお話ししましたが、とらふぐについては北限の産卵地ということで、活魚については潟上のふぐと、北限のふぐというようなネーミングでタグをつけて売り出そうとしております。こういった方策につきましても、まず漁業者と、それには漁連並びに行政が一緒になって、どうやって売り出していくかということを考えての結果でございます。そういうことでありまして、一品一品について生産する方、加工する方いらっしゃいますことから、全体にわたっての検討会というのは今のところ考えてございませんが、その一つ一つのものについては、生産者、加工者、行政等が一体となって、どうやってやっていけばいいかということをご理解願いたいと思います。

○議長（伊藤榮悦） 石川市長。

○市長（石川光男） 今部長が答弁したとおりであります。地産地消といっても限界があると。ですから大潟村さんでも十文字であろうと、潟上市もやっているとありますが、冬期間については各市外といいますか他県といいますか、それらの方々と協定を結びながら、その方々の特産品を販売するというような方法がとられて、我が方もやっているとありますが、それをもっともっと充実したものにしなければ地産地消は無理であろうと。ブランドも限界があるということですので、それらについて今後もっともっと研究して、販路を広げるような方法が必要だと私は思います。

○議長（伊藤榮悦） 6番。

○6番（藤原幸雄） 今市長から大変建設的なご答弁を賜りまして、本当にありがとうございます。我が潟上市だけでブランド化するとなれば非常に難しいわけでございますが、

隣接の道の駅に商品があるにもかかわらず我が潟上市にはないということになれば、イメージ的にもあまり良くないと思いますので、これはある程度何といたしますか、よそから持ってきて売れるものであるならば、できればあんまり営業妨害にならない範囲内のところでひとつ頑張っていたいただければ大変ありがたいと思います。それから、この件はよくわかりました。

これは通告書に出してごさいませんが、だめであればそれはそれなりにいいんだけども、今いわゆる観光ということで食菜館ありますけれども、その隣にふれあい交流センターがごさいます。大潟村は朝8時に開館していると。我が潟上市では9時だということ、これだめですか。終わります。

○議長（伊藤榮悦） これをもって6番藤原幸雄議員の質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

よって、本日はこれで散会します。

なお、明日3月4日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集願います。

どうもご苦労様でした。

午後 0時01分 散会

